

令和7年6月9日

令和7年第2回登米市議会定例会
6月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第12号	継続費繰越計算書について	5
報告第13号	繰越明許費繰越計算書について	7
報告第14号	事故繰越し繰越計算書について	9
報告第15号	令和6年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について	11
報告第16号	令和6年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について	14
報告第17号	令和6年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について	16
報告第18号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	18
議案第43号	令和7年度登米市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第44号	令和7年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第45号	登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第46号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	23
議案第47号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	24
議案第48号	登米市食育推進会議条例の一部を改正する条例について	27
議案第49号	財産の取得について	29
議案第50号	財産の取得について	30
議案第51号	財産の取得について	31
議案第52号	財産の取得について	32
議案第53号	財産の取得について	33
議案第54号	登米市過疎地域持続的発展計画の変更について	34
議案第55号	登米市辺地総合整備計画の変更について	35

報告第 12 号

継続費繰越計算書について

令和 6 年度登米市一般会計予算の継続費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 1 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(別紙)

令和6年度 登米市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算額		支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額				繰越金	国県支出金	地方債	その他
10 教育費	1 教育総務費	公共施設複合 化整備事業	6,289,705,000	1,037,250,000		114,200,000	923,050,000	923,050,000	6,057,000	461,093,000	455,900,000	
		合 計	6,289,705,000	1,037,250,000		114,200,000	923,050,000	923,050,000	6,057,000	461,093,000	455,900,000	

報告第 13 号

繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度登米市一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(別紙)

令和6年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業	193,068,000	90,915,000	90,915,000				
		高齢者福祉施設管理運営事業	5,412,000	5,412,000					5,412,000
4 衛生費	2 清掃費	し尿処理施設管理事業	4,323,000	4,323,000					4,323,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業用排水施設等維持管理事業	16,000,000	16,000,000	10,240,000	5,100,000			660,000
		林業振興事業	3,200,000	3,200,000					3,200,000
7 商工費	1 商工費	商工振興育成事業	86,000	86,000					86,000
		観光施設管理事業	10,314,000	10,314,000					10,314,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	46,601,000	46,601,000	22,966,000	19,400,000			4,235,000
		道路新設改良事業	106,573,000	103,598,000	54,011,000	47,400,000			2,187,000
9 消防費	1 消防費	橋りょう維持補修事業	120,052,000	119,930,000	68,806,000				51,124,000
		常備消防一般管理事業	85,720,000	85,720,000	9,444,000	72,900,000			78,000
10 教育費	2 小学校費	学校建設事業	23,275,000	18,977,000					18,977,000
合計			614,624,000	505,076,000	256,382,000	144,800,000			100,596,000

報告第 14 号

事故繰越し繰越計算書について

令和 6 年度登米市一般会計予算の事故繰越しについて、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(別紙)

令和6年度 登米市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				説 明
				支出済額	支出未済額				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
11 災害復旧費	農林水産業施設 1 被災復旧費	農業用施設災害復旧事業	5,698,000		5,698,000		5,698,000					5,698,000	軟弱地盤対策工事における仮設工の排水処理に不測の日数を要したため
	合 計		5,698,000		5,698,000		5,698,000					5,698,000	

報告第 15 号

令和 6 年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 6 年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(別紙)

令和6年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

項 目 款	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな限資産の 購入限度額	説明	
					企業債	負担金・補償金	国・県補助金	出資金			損失勘定 留保資金等
1	1 建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	円		
11	資本的支出	1,480,471,000	654,669,329	818,424,000	438,400,000	0	262,754,000	0	117,270,000	7,377,671	国の令和6年度補正予算に伴う事業であり、事業期間を確保できなかったため
		1,515,680,000	482,404,160	875,561,700	396,500,000	72,884,142	182,248,000	45,900,000	178,029,558	157,714,140	関係機関等との調整や、地中障害物の撤去に不測の日数を要したため
	計	2,996,151,000	1,137,073,489	1,693,985,700	834,900,000	72,884,142	445,002,000	45,900,000	295,299,558	165,091,811	

(別紙)

令和6年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
					企業債	負担金・補償金	国・県補助金	出資金		
9	水道事業費用									
1	営業費用	37,933,000	32,239,900	4,180,000					4,180,000	1,513,100
	計	37,933,000	32,239,900	4,180,000					4,180,000	1,513,100

報告第 16 号

令和 6 年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 6 年度登米市下水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(別紙)

令和6年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	負担金・補償金	国・県補助金	出資金			損益勘定留保資金等
11	1	建設改良費	779,719,000	298,759,075	476,702,000	円	円	円	円	円	円	関係機関との協議や事業間の調整及び設計の見直しに不測の日数を要したため
		管渠整備事業	546,439,000	191,583,789	284,188,000	円	円	107,285,000	円	円	円	事業間の調整及び材料、部品の供給不足により機器製作、納品に不測の日数を要したため
		計	1,326,158,000	490,342,864	760,890,000	517,400,000	239,045,000	131,760,000	70,667,211	4,445,000	74,925,136	

報告第 17 号

令和 6 年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和 6 年度登米市病院事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(別紙)

令和6年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたなな資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金	既収入特定財源		
1 資本的支出	1 建設改良費	登米市民病院改修事業	27,714,000		27,714,000	27,400,000	157,000	157,000	円	設計内容の見直しが生じ、不測の日数を要したため
		豊里病院改修事業	5,786,000		5,786,000	5,700,000	86,000			機器の調達に不測の日数を要したため
計			33,500,000		33,500,000	33,100,000	243,000	157,000		

報告第 18 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月9日提出

登米市長 熊谷 康 信

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
過失による物損事故	令和7年5月8日	令和7年3月2日、登米市石越町東郷字新千貫巻地内において、夏川及び迫川本吉堤防清掃枯草焼却作業を行っていたところ、休耕田に延焼し、相手方の水閘及び排水管が燃え、破損させたもの	187,000円 その余の請求を放棄
過失による物損事故	令和7年5月8日	令和7年3月2日、登米市石越町東郷字新千貫巻地内において、夏川及び迫川本吉堤防清掃枯草焼却作業を行っていたところ、焼却熱により相手方の農業用ハウスの結束紐とビニールシートの一部が燃え、破損させたもの	187,000円 その余の請求を放棄

議案第 45 号

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）及び登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「第19条第 1 項」を「第20条第 1 項」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条第 1 項中「申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第20条とし、第18条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）第25条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第25条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日

以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（登米市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第22条を第26条とし、第21条を第25条とし、同条の前に次の1条を加える。

（部分休業の承認の取消事由）

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第20条を削る。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改め、同条を第23条とし、第18条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第19条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位と

して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務時間、休暇等に関する経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(育児休業等に関する経過措置)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の登米市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 46 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第 1 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第 2 号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第 3 号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 47 号

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例

登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第44条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「1年以上水道」を「1年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に改め、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「終了」を「修了」に、「1

年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第44条第4号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第44条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第45条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第45条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「前条第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

登米市食育推進会議条例の一部を改正する条例について

登米市食育推進会議条例（平成19年登米市条例第5号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年6月9日提出

登米市長 熊谷 康 信

登米市食育推進会議条例の一部を改正する条例

登米市食育推進会議条例（平成19年登米市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市健康増進・食育推進会議条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民の健康の増進及び食育の推進を図るため、登米市健康増進・食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

第2条第1号中「登米市食育推進計画（法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）」を「登米市健康増進計画（健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画をいう。）及び登米市食育推進計画（食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）」に改め、同条第2号中「本市の区域における」を「健康の増進及び」に改め、「し、」の次に「健康の増進及び」を加える。

第3条第1項中「21人」を「14人」に改め、同条第2項中「委嘱」の次に「又は任命（以下「委嘱等」という。）」を加え、同項2号中「食育」を「健康の増進又は食育」に改め、同項第3号中「委員又は」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第4条第1項中「2年」を「委嘱等の日から当該委嘱等の日の属する年度の翌年度の末日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。
(登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。
別表中「登米市食育推進会議」を「登米市健康増進・食育推進会議」に改める。

議案第 49 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

登米市長 熊谷 康 信

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 行政情報機器購入（内部情報系・ノート型PC） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 31,102,302円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字下田中5番地7
コバヤシ電子文具
代表 小林 良雄 |

議案第 50 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 登米市立学校校務系パソコン購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 47,698,200円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字中江四丁目13番地3
有限会社 川内事務機
代表取締役 猪股 育夫 |

議案第 51 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

登米市長 熊谷 康 信

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車CD—I型購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 62,260,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号
株式会社 古川ポンプ製作所
代表取締役 氏家 英喜 |

議案第 52 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

登米市長 熊谷 康 信

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 高規格救急自動車購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 30,349,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字的場88番地1
宮城トヨタ自動車株式会社 MTG佐沼
店長 伊藤 一紀 |

議案第 53 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

登米市長 熊谷 康 信

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 可搬消防ポンプ付軽四輪駆動（デッキバン）積載車購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 22,473,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号
株式会社 古川ポンプ製作所
代表取締役 氏家 英喜 |

議案第 54 号

登米市過疎地域持続的発展計画の変更について

登米市過疎地域持続的発展計画を別添のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

登米市長 熊谷 康 信

議案第 55 号

登米市辺地総合整備計画の変更について

登米市辺地総合整備計画を別添のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信